

第3章 快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

1 親しみやすい水環境の保全と創造

○ 水環境の保全対策（名水保全の集い）

身近にある良好な水環境の保全と活用を通じて、地域住民の水環境保全意識を啓発するため、鳥取県水環境保全市町村連絡協議会の主催する第14回「名水保全の集い」の活動を支援する。

平成12年度開催地 智頭町

（環境政策課）

○ 海水浴場整備促進指導

海水浴場を健全なレクリエーションの場とし、水難事故等のない快適な場とするため、関係機関と連絡会議を開催するとともに、海水浴場の実情把握と現地指導を行う

（環境政策課）

2 豊かで多様な緑の保全と創造

○ 境港港湾環境整備事業(緑地)

環日本海交流の拠点となる境港竹内地区内の緑地を夢みなとタワー、みなと温泉館と一体的な公園として整備する。

また、親水性のある快適で潤いのある空間の創造と災害時の避難場所確保のため、鳥取港西浜地区の港湾緑地を整備する。

（港湾課）

○ 漁港環境整備事業

皆生漁港における景観の保持、美化を図り 快適にして潤いのある漁港環境の形成を図る。

（漁港課）

○ 都市公園の整備

（第3部第2章第1節の3参照）

（都市計画課）

○ 緑・木とのふれあい推進事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、森林や緑の働き 大切さを普及啓発する。

（森林保全課 林務課）

3 良好な景観の保全と創造

(1) 景観形成の総合的推進

○ 景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進

「鳥取県景観形成条例」を基に、景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

ア 大規模行為の届出指導

大規模な建築物や工作物の新築、増改築等、物品の集積、土石の採取等の行為（景観形成地域内の行為を除く。）の届出について、優れた景観の形成を推進するために、景観上の審査、指導を行う。

イ 景観形成地域の指定と特定行為の届出指導

景観形成地域における景観阻害物件の撤去・修景などの景観保全対策を推進するとともに、当該地域における建築物や工作物の新築、増改築等、木竹の伐採等の特定行為について、景観上の審査、指導を行う。

ウ 公共事業の景観形成

公共事業における景観形成を推進するため、次の事業を行う

(ア) 景観シミュレーション研修の実施

(イ) 3次元景観シミュレーションデータの作成

エ 景観アドバイザーの設置

条例の規定に基づく届出に対して知事が行う指導、その他景観形成の推進について専門的視点から意見を聴くため、景観アドバイザーを設置する。

・ 設置数：12人

オ 景観形成地域の景観保全

大山景観形成地域及び沿道海浜景観形成地域を重点的に、景観阻害物件の撤去 修景等景観保全対策を推進する。

カ 景観形成巡視員の配置

特定行為及び大規模行為の確認や無届行為発見のため、各市町村に景観形成巡視員を配置する。

配置数：42人

キ 景観づくり推進員の配置

県土を美しく快適にする活動を全県的に広め、県民運動として展開していくため、各市町村に、地域での景観づくり活動をリーダーとなって推進していく「景観づくり推進員」を配置する。

配置数：208人（市：小学校区単位、町村：旧町村単位）

ク 景観づくり推進員活動支援事業

県民による緑花・美化活動などの景観づくり活動の推進を図るため、各市町村に配置している景観づくり推進員が中心となって取り組む景観づくり活動に対して補助する。

対象限度額 種苗・肥料及び資材などの購入費、燃料費、印刷製本費、機械などの借上料など

補助限度額 推進員1人当たり50千円

補助率：1/2以内

平成12年度予算：補助金4800千円（推進員105人分）

ケ 快適空間形成促進事業

市町村公園化計画・景観形成計画その他地域づくりに関する計画に基づき、市町村、県民及び事業者が実施する快適な県土空間を創出するための施設 設備整備事業に対して補助する。

対象限度額 工事請負費、設計委託費など

補助限度額：1事業当たり5000千円

補助率：1/2以内

平成12年度予算：補助金35,000千円

コ 21世紀へ引き継ぐ鳥取の景観保全・継承事業

21世紀に引き継ぐべき鳥取の景観としてふさわしい景観を広く募集、選定するとともに、選定された景観にかかる住民の景観保全・継承活動を支援していくことにより、県、市町村、住民が一体となって保全、継承に取り組んでいくという意識を高める。

(ア) 「伝えたいふるさと鳥取の景観」の募集・選定

募集期間：平成12年5月17日～7月31日

選定：選定委員会により、平成12年12月に選定

(イ) 住民の景観保全・継承の取組に対する支援

a 補助金による住民活動の助成

事業主体 自治会、町内会、まちづくり協議会等

対象経費 保全 継承活動に関するソフト事業

補助限度額 1事業当たり500千円

補助率 1/2以内

平成12年度予算：補助金 2,000千円

b 景観アドバイザーの派遣による指導、情報提供等

(景観自然課)

○ 屋外広告物対策事業

屋外広告物の調査及び提出者不明物件の除去等を行い 良好な都市景観の形成、自然景観の保全を推進する。(都市計画課)

○ 電線共同溝整備事業

快適で災害に強い都市をつくるため、「新電線類地中化計画」に基づき、電線等の地中化を進める。

平成12年度事業箇所 引き続き国道180号、県道皆生西原線(米子市)、県道木地山倉吉線(倉吉市 倉吉パークスクエア関連)で電線類の地中化を進める。(道路課)

○ 大規模自転車道整備事業

交通の安全と健康増進のため大規模な自転車道を整備し、環境に優しい自転車の利用を促進する。

平成12年度事業箇所 県道赤碓東郷自転車道線の整備 (道路課)

○ フォレストタウン(木のまちづくり)推進事業

フォレストタウンの整備は、地場産材(鳥取県内で生産される材料、特に木材)を利用したり、樹木や草花が植えられたり、せせらぎのある良好な住環境の木造住宅団地を整備するものである。

これによって、木材の長所を生かした豊かで快適な環境に住んでいただくとともに、地場産材の利用を進め地域の木造住宅に関連した産業の振興を図るものである。

実施戸数 34区画

場 所 西伯郡西伯町地内

面 積:約2ha

期 間:平成11年度~14年度(予定)

平成12年度事業内容 宅地の造成工事と併せて、小公園、遊歩道の整備、緑化工事を実施 (住宅課)

○ 環境共生モデル住宅団地整備事業

環境と共生する住環境、住宅、住生活を普及・啓発するため、エネルギー、資源、廃棄物などの観点から「環境への負荷の低減」、「周辺環境との調和」、「居住環境の健康 快適性」を目指した人や地球にやさしいモデル住宅団地を整備する。

① 崎津団地 (事業主体:鳥取県住宅供給公社)

計画戸数 180戸

場 所 米子市崎津団地

面 積:約10.6ha

期 間:平成11~14年度

平成12年度事業内容:環境に配慮した団地の整備計画の策定

② 県営住宅夕日ヶ丘団地(仮称)

計画戸数 約50戸

場 所 境港市パークシティ夕日ヶ丘

面 積:約1ha

期 間:平成11~15年度

平成12年度事業内容 平成10年度に行った環境共生住宅の提案の内、最優秀を受賞した計画に基づき、県営住宅50戸の基本設計を作成 (住宅課)

○ 鳥取県環境美化の促進に関する条例の推進

平成9年7月に施行した「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の趣旨に沿って、県民、事業者、土地占有者及び行政等が一体となった散乱ごみの防止、清掃活動等の環境美化の促進に関する取組を行い、美しく快適な生活環境づくりを推進していく。

空き缶等が散乱し、又は散乱する恐れがあり特に環境美化を計画的に進める必要がある地区を

「環境美化促進地区」として指定しており、平成11年度には全市町村に最低1か所の促進地区が指定された。(全部で56地区)

各市町村、道路又は河川管理者等で組織する「鳥取県散乱ごみ対策推進協議会」においては、協議会としての散乱ごみ対策のテーマを定め、各会員がそれぞれの立場で取組を進めていく。
(廃棄物 再資源対策課)

○ 美化美化ふるさと創出事業(市町村緊急雇用特別基金事業)

民有地及び県有地に投棄された投棄者不明の不法投棄物を撤去、処理し、県内の環境美化を促進するとともに、撤去した廃棄物の中から資源ごみを選別、回収することにより、ごみの再資源化を図り、併せて、地域の雇用 就業機会の創出を図る。
(廃棄物 再資源対策課)

○ 海岸漂着物対策の推進

市町村が原則として住民の参加・協力を得て、計画的に年4回以上海岸の漂着廃棄物及び海浜地の廃棄物収集、運搬及び処分を行う場合、県が財政的支援を行う。
(廃棄物 再資源対策課)

○ 観光地美化等事業(市町村緊急雇用特別基金事業)

市町村が取り組む様々な観光振興のための事業に対し助成を行う
(観光課)

○ 鳥取砂丘の一斉清掃

鳥取市が中心となり 春と秋の年2回、砂丘の一斉清掃を行う
(景観自然課)

○ 大山の一斉清掃

(財)自然公園美化管理財団が中心となり 春と秋の年2回、大山の一斉清掃を行う。
(景観自然課)

4 歴史的 文化的環境の保全と整備

○ 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存整備事業

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことに伴い、倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業等に対し助成を行う。
(文化課)

○ 国史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

土地の公有化や遺跡の保存活用方策の検討を行うとともに、遺跡の初期整備を行う。
また、遺跡の情報発信及び普及啓発を図るとともに、現地事務所を設置し遺跡の適切な維持管理を行う
(文化課)

第2節 人と自然のふれあいの確保

1 人と自然とのふれあいの推進

(1) 自然公園等の整備

○ 自然公園等の整備

鳥取県の屋根である国立公園大山と国定公園氷ノ山に風力 太陽光を利用した循環型の水洗トイレ、休憩所等を整備する。

また、多くの人に沿線の豊かな自然や歴史、文化に手軽に、楽しく、安全にふれてもらえるよう大山滝周辺等の中国自然歩道に展望デッキ、案内標識の設置と橋の改良を行う。
(景観自然課)

(2) ふれあい機会の充実

○ 自然観察会等の開催

大山、山陰海岸及び氷ノ山において、それぞれ大山自然科学館、山陰海岸自然科学館及び氷ノ山自然ふれあい館“響きの森”を拠点として、動物、植物、地形 地質等を観察しながら自然にふれあう自然観察会や登山観察会を開催する。

さらに、氷ノ山自然ふれあい館では、草花・木の葉・木の実・木材など自然の素材を使った体験創作教室及びポニーに乗って若桜町つくよね周辺を散策するポニートレッキング教室を開催する。
(景観自然課)

表3.3 自然観察会・体験創作教室・自然体験リーダー養成・実践講座等の実施計画

区 分	場 所	時 期	日 数
一 般 観 察 会	大 山	5・7・8・10月	30日
	山 陰 海 岸	7・8月	5日
	氷 ノ 山	4～3月	25日
登 山 観 察 会	大 山	7月29日	1日
	氷 ノ 山	6・7・8・10・11月	5日
体 験 創 作 教 室	氷 ノ 山	4～3月	30日
ポニートレッキング教室	氷 ノ 山	5～10月	7日
養 成 講 座	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里	7月15～16日	2日
実 践 講 座	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里	9月2～3日	2日

○ とっとり花回廊管理運営事業

全国最大級のフラワーパークとして県民に花と緑にあふれる憩いの場所を提供するとともに、四季の彩りを鮮やかにするため、野生ユリの群落の育成、山野草の充実を図る。
(生産流通課)

○ 木のある暮らし創出事業

木材の良さを広く普及するため、県民会議を組織して推進方策の検討やシンポジウムを開催するとともに、森林組合等が行う講演会等普及啓発活動に助成することにより県産材の需要拡大を図る。
(林務課)

○ とっとり出合いの森管理運営事業

県民が気軽に森林・緑とふれあい、幅広く利用できる森林公園として、平成11年4月に開園した「とっとり出合いの森」の管理運営を行う
(森林保全課)

○ 森林ボランティア推進事業

森林ボランティア団体「森っ子倶楽部」の活動に対する支援と 各森林ボランティア団体の活動拠点の整備及びボランティアリーダーの養成を行う
(森林保全課)

○ 緑・木とのふれあい推進事業

県民の緑に対する理解と植樹及び育樹意識のさらなる高揚を図るため、鳥取県育樹祭、森林のめぐみ感謝祭等を開催する。
(森林保全課、林務課)

○ みんなの森林発見事業

気軽に自然と楽しめる森林を「みんなの森林」として選定し、利用促進と県民への周知を図る。
(森林保全課)

- ふれあい牧場整備事業
鳥取放牧場をふれあい牧場として整備する。
牧場広場の整備
便所の整備 (畜産課)
- 鳥取砂丘こどもの国整備事業
県内の家族連れや小学生等が 自然とのふれあいや遊びを通じて憩い楽しめる場を提供するため、こどもの国の再整備を行う
・ 整備期間：平成10～12年度 (子育て支援課)

2 都市と農山漁村の交流の推進

- 大山周辺地域観光魅力向上事業
大山周辺エリアを対象とした観光ボランティアの育成や観光情報の発信を充実して、都市圏からの誘客を促進するとともに、地域間での交流に努める。 (観光課)

3 温泉の保護と活用

本県には、10温泉320源泉の温泉が存在し、毎年500万人を超える人々が訪れている。温泉は、観光や保養等の重要な基盤となっており 温泉の保護とその適切な利用を図っていくことが重要である。

(1) 温泉の保護

- 温泉の保護
温泉は限られた天然資源であり、温泉資源を有効かつ持続的に活用していくことが重要である。このため、引き続き県内の源泉の状況調査を実施するとともに、温泉の掘削や動力装置の設置等の許可等に当たっては、鳥取県自然環境保全審議会(温泉部会)の審議を経て、的確な対応を行う。また、温泉の有効利用のため各温泉地における源泉の集中管理などを推進するとともに、鳥取温泉における温泉影響圏調査を実施する。 (景観自然課)

(2) 多様な温泉の活用

- 多様な温泉の活用
県内において、温泉は主に観光・保養温泉として旅館・保養所等で浴用に利用されているほか、一部には高齢者保健福祉施設・住宅団地等の浴用あるいは花き栽培等の農業用として利用されている。
県内の源泉の4割弱が未利用となっており 利用源泉を適正に利用するとともに、これらの未利用源泉の有効利用を図る。 (景観自然課)
- いなば温泉郷による広域連携体制の確立
いなば温泉郷を軸として東部の各温泉地の連携を図り 魅力的な温泉郷を創造する。 (観光課)
- 温泉フェスティバル in とっどりの開催
中部温泉郷の共同連携を確立するとともに、新たな温泉郷のイメージを創造して、観光と連携したまちづくりを行う。 (観光課)
- 皆生温泉100周年祭の開催
皆生温泉開湯100周年を契機として、温泉を核とした広域イベント等を実施して、温泉地の魅力向上を図る。 (観光課)

第4章 すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

1 各主体の協力連携体制の整備

○ 県民・企業・NPO・行政のパートナーシップ

環境保全、まちづくりなど、地域の住民の関心が高まっており、市町村の事業についても、住民参画の事業が今後増加すると思われる。

県は、情報提供、人材の育成、活動団体の課題解決のためのフォーラムなど、ボランティア活動の推進を図っているが、環境保全活動を行う団体は、分野別登録ボランティア団体延べ、641団体のうち、64団体（10%）となっており（平成11年度）、環境保全に取り組むNPO法人は増えている。

地球環境問題は、住民の生活に深く関わっていくものであり、限られた自然環境を大切に維持していくこともさらに大きな課題となってきている。

これには、県民やNPO、企業がそれぞれの立場から環境保全に対する高い意識を持って取り組むとともに、お互いのパートナーシップを図りながら、さらに行政とも協力連携して取り組むことが望まれる。

また、地球全体の問題として、地域を越え、各国との協調と連携のもと、課題解決に向けて行動していく必要がある。
(県民生活課)

2 県民・事業者・行政の自主的取組の推進

○ NPOの取組

平成10年12月の特定非営利活動促進法の施行に伴い、より公益的、組織的な活動をめざす特定非営利活動法人（NPO法人）の数が増えてきている。

平成12年6月現在、県内で、環境問題の取組を掲げているNPO法人は、鳥取環境市民会議、参加型まちづくりセンターガイナボックス、グリーンハットの3団体のほか、新しく鳥取砂丘環境保全ボランティア協会の法人設立が申請されている。

今年度は、「21世紀：県民意識はどう変わるか!？」をテーマに、ボランティア団体などが主催するフォーラムが米子で開催される。
(県民生活課)

○ 国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

国際環境規格（ISO14001）認証取得の取組を実施する県内中小企業に対し、経費の一部を助成するとともに、先に認証取得した企業による事例発表会や、人材養成のためのセミナーを開催し、普及啓発、人材育成を図る。
(工業振興課)

【補助金】

区分	内 容
対象者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	コンサルタント料、登録審査料
補助率等	3分の1以内の額（上限 1社あたり100万円）

○ 環境にやさしい県庁率先行動事業

平成10年度に策定した県における省資源、省エネルギー、リサイクル等を目指した行動計画の取組を推進するとともに、その計画を県内の市町村等へ普及啓発する。

計 画 の 対 象 県の全機関が事業所として行う事務

計 画 の 期 間 平成10～14年度

計画の推進方法 数値目標を設定し、環境マネジメントシステムの手法（計画（PLAN）実

行（DO）、点検（CHECK）見直し（ACTION）を取り入れた進行管理を行う。（環境政策課）

表3-4 環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標

a	グリーン購入の推進 古紙配合率100%のコピー用紙の利用割合を100%とする。 特殊なものを除き、外注印刷物の古紙配合率70%以上の再生紙の利用割合を100%とする。 ・ 用品指定品目中の環境配慮型商品（エコ商品）の割合を50%以上とする。
b	二酸化炭素排出量の削減 事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、平成14年度予測発生量から5%以上削減する。（平成14年度予測発生量 25,760t）
c	廃棄物の減量化 事務の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により現況の発生量から50%以上削減する。

○ 県庁ISO14001認証取得事業

県が本庁知事部局の事務、事業を対象に、平成12年中のISO14001認証取得を目指して準備を進める。（環境政策課）

3 普及啓発・広報

○ 環日本海子ども環境サミットの開催

未来を担う環日本海地域の子どもの対象に、環境をテーマとした「環日本海子ども環境サミット」を開催し、環境保全意識の高揚と地域間の連携の促進を図る。

時期 平成12年11月4日（土）～7日（火）

場所 米子コンベンションセンター他

内容 環日本海子ども環境サミット会議、エコキャンプ（大山自然観察会、環境パトロール活動発表会）、小学校訪問等
（環境政策課）

○ リサイクルフェアの開催

企業、商店出店による文具、日用雑貨等の再生品見本市、住民参加のフリーマーケット等リサイクルをテーマとした催しを開催する。（2日間）
（廃棄物 再資源対策課）

○ 環境の日及び環境月間

環境基本法においては、6月5日を「環境の日」と定め、環境庁は6月を「環境月間」と提唱している。本県においてもこの趣旨に沿って市町村及び各種関係団体の協力のもとに各種行事を行う。

【県実施事業】

環境月間中の不法投棄防止対策

保健所管内で「産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会」を開催するほか 警察、不法投棄監視員との合同パトロール、その他広報活動等を行う

「エコショップ協議会」の開催（6月14日、倉吉市）

水ノ山自然観察会の開催（6月3日、4日、11日）

こども環境パトロールの募集

身のまわりの自然環境や汚濁など環境に関するテーマを定め、自分たちの町を調査する小学生の研究参加者を募集する。（夏休み前まで）

- ・ 広告塔（県内4箇所）その他マスコミ等による啓発
- 【市町村の事業】

よなごし環境フェア2000（6月11日、米子市児童文化センター、米子市主催）のほか各市町村において環境美化運動、資源回収等が行われる。（環境政策課）

○ 地球温暖化防止月間及び大気汚染防止推進月間

平成10年6月に制定された「地球温暖化対策推進大綱」により、毎年12月は「地球温暖化防止月間」として全国的な地球温暖化防止に関する広報活動が行われている。本県でも 次の取組を行う。

「コツコツ家族大賞」の表彰（12月27日）

テレビスポット（30秒）

新聞広告

- ・ 「鳥取県版環境家計簿」の作成

また、国は、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」として環境庁を中心に各種啓発活動を行っているが、本県もそれと連携を取りつつ大気環境の保全に関する啓発活動を進める。

（環境政策課）

○ 環境美化促進月間

県民の環境美化促進に対する関心と理解を深め、環境美化活動を県民運動として展開するため、9月及び10月を「環境美化促進月間」として、ポスターの掲示、各種媒体の活用等による県民への普及啓発を行うとともに、市町村、各種団体と連携をとりながら全県的な美化運動を展開している。（廃棄物 再資源対策課）

第2節 環境教育、環境学習の推進

1 環境教育・学習体制の整備

(1) 環境教育 学習リーダーの養成

○ 環境教育推進事業

ア 環境教育・学習指導者研修会（環境教育用資器材使用説明会）の開催

環境教育指導者を対象に、各保健所に整備した環境観測キットを使って、使用方法の講習及び学習プログラムの習得を図る。（7月3～5日、鳥取、倉吉、米子）

イ 環境教育・学習団体指導者交流会の開催

こどもエコクラブサポーター、環境パトロール指導者同士が親睦を深め、意見交換をする交流会を開催する。（9月13日、倉吉）（環境政策課）

○ 環境教育の学校教育活動の中への位置づけ

環境や自然を大切にすることを育み、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動できる態度と能力を育成するため、環境教育を学校の教育活動の中に位置づけ、環境教育 学習を推進するための体制の整備に努める。（小中学校課、高等学校課）

(2) 環境教育・学習ネットワークの整備

○ 環境教育推進事業

「鳥取県環境教育・学習推進会議」を開催し、環境教育 学習用小冊子のほか今後の環境教育 学習の進め方についていろいろな立場から幅広い意見を聞く（9月8日）（環境政策課）

(3) 環境教育・学習関連の情報システム、教材の整備

○ 環境教育推進事業

ア エコフレンドづくり

大気汚染測定キット、水質測定キット、水生生物観察キットを鳥取 倉吉 米子保健所に整備し、貸出及び使用方法の指導、プログラムづくりを行う。

イ こども環境ライブラリーの整備

各保健所 支所に環境教育・学習用ビデオを整備し、貸出を行うとともに、小学校低学年向けの環境教育・学習用小冊子を作成し、配布する。(環境政策課)

2 環境教育 学習活動の推進

(1) 環境教育 学習の推進

○ 環境教育・学習の推進

ア こども環境パトロールの実施

夏休み中に、身のまわりの自然環境や水質汚濁など環境に関するテーマを定め、自分たちの町を調査する小学生の研究参加者を募集し、結果報告書の提出、活動発表会(環日本海こども環境サミットの関連行事)を行う。

イ 中海こども水辺サミットの開催

鳥取県・島根県の中海圏域のこども達が、共通の課題である「中海」について活動報告及び意見交換、交流を行う。(8月10日 米子市)

○ ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学生中・高学年を対象にごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方(分別排出等)の実践等ごみについて考え、体験する学習塾を開催する。(1泊2日、県内3か所)
(廃棄物 再資源対策課)

○ 児童生徒による「ふるさとクリーン・クリーン活動」

すべての公立学校の児童生徒が 学校が所在する市町村の海岸、河川、公園、道路などの公共的場所の清掃活動等を行う。(小中学校課)

(2) 環境保全活動の支援

○ エコ普及活動支援事業

環境保全団体などが実施する環境問題に対する普及啓発活動に対して支援を行う。
(環境政策課)

第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

1 地球温暖化防止対策の推進

○ 地球温暖化防止推進事業

地球温暖化防止対策の推進のためには、事業者、県民及び行政がそれぞれの立場から主体的に取組を行うことが必要であるとともに、効果的な取組の推進のためには業界団体等を始めとした各種団体と連携を図ることが必要である。

平成10年10月に公布された地球温暖化対策推進法においては、事業活動や日常生活からの温室効果ガスの排出抑制が事業者及び国民の責務として定められたところであり、事業者及び県民の責務の趣旨を踏まえながら平成11年3月に策定した「鳥取県地球温暖化防止推進計画」に盛り込んだ取組の促進を図るため、次のとおり各事業を実施する。

ア 県民の取組の促進

(ア) コツコツ (CO₂CO₂) 家族大賞

環境家計簿によるCO₂削減効果や取組アイデアを募集し、表彰する。

(イ) エコキャラバン

地球温暖化防止計画のための取組の実践講座を開催する。

(ウ) 広げようCO₂削減の輪

啓発資料を作成し、エネルギー関連事業者等が家庭に配布する。

(エ) みんなでつけよう環境家計簿鳥取県版の普及

鳥取県版環境家計簿を作成し、普及を図る。

イ 事業者の取組の促進

(ア) 各推進連絡会議の設置

地球温暖化対策推進行政連絡会議

県と市町村で構成する連絡会議を設置し、市町村の実行計画の策定を促進するとともに、県と市町村の連携のもとに県民及び事業者に対する普及啓発の促進を図る。

・ 鳥取県地球温暖化対策推進連絡会議

県と業界団体で構成する連絡会議を設置し、業界ごとの自主的な取組の推進を図る。

(イ) 各種広報媒体の活用

啓発用ビデオや県政だより等を活用した普及啓発を行う。

(ウ) 低公害車の活用

平成10年度に導入したハイブリッド自動車(環境政策課)を活用し、展示や利用を通じて普及を図る。

(エ) 省資源・省エネルギー運動

鳥取県地球環境問題連絡会議

省資源・省エネルギー活動をはじめとした地域に根ざした地球環境保全活動の県民・事業者・行政が一体となった推進を期するため、普及啓発等について協議を行う。

エコキャラバン

キャラバン方式(共催を希望する市町村・団体を巡回)により、環境NGOを講師とした地球温暖化防止、省資源・省エネルギー活動のための実践講座を県内5カ所で開催する。

(環境政策課)

○ 新エネルギービジョン策定事業

県内における新エネルギーの導入及び普及啓発を図るため、県内外の先進事例や導入コスト、関連法規制等を盛り込み、県民事業者・行政の各機関が今後実際に新エネルギーを導入していくにあたって導入マニュアルを策定する。(工業振興課)

○ ノーマイカーデー運動の推進

平成11年度からノーマイカーデー運動を全県的な取組として県民に協力を呼びかけているが

平成12年度は引き続き県民へのPR活動に力を入れ、ノーマイカーデーの実施率の向上に努めるとともに、モデル的な取組を行っている事業所を表彰し、その取組を広く県民に紹介する。

(交通政策課)

○ 住まいづくり21推進事業(シックハウス・環境共生住宅の研修)

住宅建設資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対する省エネルギー、省資源・リサイクル、家庭廃棄物対策などの観点から、人や環境への悪影響を無くし、周辺の環境と調和した住み心地の良い住まいづくりを進めるため、消費者及び住宅生産者に普及啓発の研修会を行う。

(住宅課)

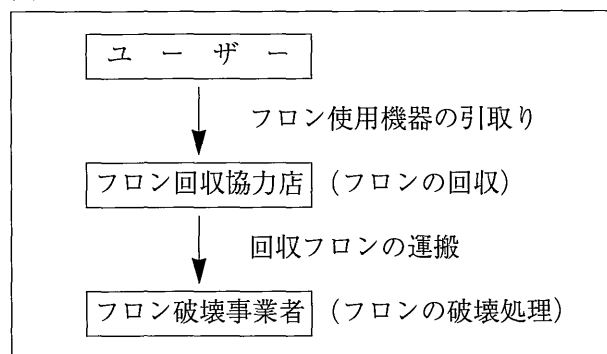
2 オゾン層保護対策の推進

○ フロン回収対策の推進

業界ルートによるカーエアコンや業務用空調機器等に含まれるフロン回収が平成10年9月から開始されているところであり、有識者、関係業界の代表等で構成する鳥取県フロン回収等推進協議会により、回収状況の把握及び回収の促進に努める。

(環境政策課)

図35 フロン回収の流れ



○ 紫外線についての調査研究

紫外線量(UV-A,B)の実態調査(衛生研究所)を行う

(環境政策課)

3 酸性雨防止対策の推進

○ 酸性雨調査の実施

市街地3地点(鳥取 倉吉 米子)と、若桜町氷ノ山の計4地点で降水の酸性度等の調査を実施するとともに、鳥取市1地点において平成11年度から平成13年度まで降水以外のガス状物質も含めた降下物等の酸性度等の調査(全国公害研協議会第3次酸性雨調査)を行う。(環境政策課)

○ 酸性雪調査

シーズン中に、山間部(氷ノ山)の積雪を多層にわたって採取・分析し、積雪中に蓄積・濃縮された酸性成分の分布と移動の状況を追跡し、融雪時に懸念される森林生態系等への影響把握に資する。

(環境政策課)

○ 酸性雨等森林衰退対策事業

酸性雨の森林に対する影響をマニュアルに基づいて調査し、酸性雨等による森林への影響状況、森林の健全度等を明らかにする。また、調査地に人工酸性雨、消石灰を散布し、土壌、植生、立木への影響を調査する。

(林務課)

○ 生活環境部・農林水産部合同調査検討会

従来、衛生研究所と林業試験場とで、異なった目的・内容で別々に実施されてきた酸性雨に係る調査研究について、大気、水、森林を中心とした生態系、土壌等の総合的・体系的調査研究が必要であるとの認識のもと、共同調査研究の検討・協議等を行う。今年度は、先進事例（酸性雨の被害が実際に生じ、対策を講じて一定の成果を挙げているドイツ スウェーデン）を視察し、必要な知見を収集する。
(環境政策課 林務課)

4 その他の地球環境問題への取組の推進

○ その他の地球環境問題への取組の推進

熱帯林の減少、海洋環境の保全、野生生物種の減少、砂漠化等のその他の地球環境問題に対して、研究機関等との連携も図りながら適切な対応を進める。
(環境政策課)

5 環日本海諸国との連携強化と協力

○ 環日本海圏地方政府環境共同取組事業

「第7回環日本海圏地方政府国際協力・交流サミット」の一環として環日本海圏地方政府（中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方、モンゴル中央県）の学術研究者及び行政関係者からなる「環日本海圏地方政府環境フォーラム」を鳥取県で開催する。

また、韓国江原道との間では環境 保健分野での研究者の相互派遣を行い 併せて、中国吉林省からは研究員の受入を行う
(環境政策課)

○ 国際環境協力推進事業

鳥根県と共同で中国吉林省に協議団を派遣し、水質浄化に関する環境協力について協議するとともに、現地調査を実施していく。
(環境政策課)

○ 環日本海子ども環境サミットの開催

(第3部第4章第1節の3参照)

(環境政策課)

第6章 共通的 基盤的施策の推進

1 環境関連高等教育機関等の整備推進

○ 鳥取環境大学創設事業

平成11年度においては、鳥取環境大学の設置に向けて、9月に学校法人寄附行為と大学設置の認可申請を行い、11月には施設の建設工事に着手した。

また、延べ21回にわたり教育内容などについての専門委員会を開催しながら検討を進めるとともに、シンポジウムや高校訪問等を実施して鳥取環境大学のPRを行った。

平成12年度においても、鳥取環境大学のPRや入試対策をはじめとする開学準備を進めるとともに、施設の建設工事や教育研究機器の整備を引き続き行う (企画課)

○ 衛生環境研究所の整備

平成12年度は、鳥取県衛生環境研究所の建設に着手する。 (環境政策課)

○ 鳥取県環境学術研究基金の設置

鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における学術研究の振興を図るため、鳥取県環境学術研究基金の運用益を積み立て、基金の充実を図る。 (企画課)

2 環境影響評価の推進

○ 環境影響評価制度の適正な実施

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより、環境へ配慮された事業を実施するための制度であり、「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、この制度の適正な運用を図ることとしている。 (環境政策課)

3 環境情報の整備・提供

○ 環境情報システムの整備

環境配慮への取組を一層推進するため、環境情報ホームページにより 本県の環境情報を広く県民等に発信する。

鳥取県環境情報ホームページ

「鳥取県の環境情報」(<http://www1.pref.tottori.jp/kankyodb/>)

(環境政策課)



4 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進

○ 環境に関する監視体制の整備と調査研究の推進

新たな環境問題に対応した常時監視を実施するとともに、環境関係の調査研究を進める。

表3 6 主な調査研究のテーマ

衛生研究所	湖山池汚濁機構調査（藻類増殖試験による制限物質調査） 中海汚濁機構調査（藻類増殖試験による汚濁機構解明） 水辺環境と水質浄化に関する研究（水生植物利用の浄化） 全国公害研協議会第3次酸性雨調査 紫外線量についての調査研究 酸性雨・雪調査
農業試験場	水稻・大豆の農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立
園芸試験場	農薬・化学肥料5割以上削減技術体系の確立 園芸作物の環境にやさしい農業の開発促進
中小家畜試験場	豚の糞尿処理システムに関する研究
林業試験場	森林の整備と保水効果に関する研究 酸性雨森林衰退対策事業
水産試験場	磯場環境改善調査事業（磯場再生技術の開発） 漁場環境維持対策事業費

○ 鳥取県住宅マスタープランの策定

新しい時代に対応した鳥取県の住宅及び住環境の方針を定めるため策定する鳥取県住宅マスタープランの中で、環境共生の向上（環境負荷の低減と自然親和性の増進）を計画する。（住宅課）

5 環境に配慮した社会資本整備等の推進

ごみ処理施設、し尿処理施設等の環境を良好に保ち、快適な環境を創造するために必要な社会資本整備等を推進する。（環境政策課）

6 環境基本計画推進体制の整備充実

○ 「環境基本計画」の着実な推進

平成11年3月に策定した「鳥取県環境基本計画」を県民や事業者によく周知するとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。（環境政策課）